

別表 採択要件及び助成対象経費

事業種目	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率	助成対象経費	
I いちご王国基盤強化プロジェクト事業						
1 いちご王国基盤強化体制確立事業						
(1) いちご王国基盤強化体制整備事業	いちご王国の基盤強化のための施設整備に対する助成	農業協同組合 農業生産組織 ¹⁾ 農地所有適格法人 ²⁾ 市町村農業公社 ³⁾	1 受益面積 30 a 以上の取組であること（高品質化支援タイプ及び業務需要供給タイプのうちなつおとめを対象とした取組、生食需要供給タイプについては、受益面積に3を乗じた数値を用いる） 2 受益農家3戸以上の取組であること 3 高品質化支援タイプについては、1戸当たりの栽培面積が10a以上であり、栽培マニュアルに基づく生産を行う取組であること 4 業務需要供給タイプのうち夏秋いちご以外の取組については、クラウン冷却技術の導入による早期出荷作型の栽培に取り組むこと 5 生食需要供給タイプの取組については、栃木 i37 号またはミルキーベリーを対象とした取組であること 6 産地強化計画に定めた目標達成に向けた取組であること、若しくは今後、同計画等に位置付け産地体制の強化を図る取組であること	4/10 以内	1 栽培用ハウス 2 附帯設備 (1) 循環扇・自動換気装置 (2) 暖房・光合成促進装置 (3) 施肥・かん水装置 (4) 環境制御装置 3 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設等	
ア 高品質化支援タイプ	スカイベリーの食味・品質向上に必要な高機能施設整備に対する助成					1 栽培用ハウス 2 附帯設備 (1) 循環扇・自動換気装置 (2) 施肥・かん水装置 (3) クラウン冷却装置 (4) 環境制御装置 3 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設等
イ 周年生産支援タイプ	(ア) 業務需要供給タイプ (イ) 生食需要供給タイプ					業務需要への供給力を高める早出し作型導入または夏秋期の業務需要への供給拡大に必要な高機能施設整備に対する助成 栃木 i37 号及びミルキーベリーの生食需要への供給拡大に必要な施設整備に対する助成

(2) いちご王国生産流通対策支援事業					
ア いちご高品質化対策支援事業	高品質栽培技術の普及や流通段階での品質確保のための取組に対する助成	一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会		1/2 以内	とちあいか、スカイベリーの生産・流通段階の品質確保に要する次の経費 1 適正な栽培管理に必要な資料の作成 2 技術検討会等の開催 3 出荷規格や選果選別に関する資料の作成 4 品種の特徴を生かした流通や商品づくりの検討 5 その他目的達成のために知事が特に必要と認める経費
イ オリジナル品種価値向上支援事業	県オリジナル品種の価値の維持・向上に向けた取組に対する助成	一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会		定額	県オリジナル品種の品質確保に要する次の経費 1 販売基準研修会、生産流通・販売力向上方策研修会等の開催 2 その他目的達成のために知事が特に必要と認める経費
2 いちご王国苗生産供給体制強化事業					
(1) いちご苗安定生産推進事業	原苗等の安定生産・供給に向けた取組に対する助成	全国農業協同組合連合会栃木県本部 農業協同組合 農業生産組織 ¹⁾		1/2 以内	原苗等の安定生産・供給に要する次の経費 1 原苗の安定増殖に必要な資材 2 無病苗の病害検定に係る経費 3 会議資料作成等に係る経費 4 定植苗の安定供給に向けた調査に要する経費 5 その他目的達成のために知事等が特に必要と認める経費
(2) いちご苗生産供給体制強化整備事業	苗増殖基地の健全苗増殖施設の強化に対する助成	全国農業協同組合連合会栃木県本部 農業協同組合 農業生産組織 ¹⁾ 農地所有適格法人 ²⁾ 市町村農業公社 ³⁾	1 原苗等増殖施設もしくは地方無病苗増殖協議会の定めのある施設であること 2 地域の作付面積に基づく供給体制が確保されていること	4/10 以内	1 栽培用ハウス 2 附帯設備 (1) 高温抑制装置（細霧冷房装置、強制換気装置等） (2) 自動換気装置 (3) 循環扇 (4) 高設栽培システム (5) 隔離ベッド

					(6) その他目的達成のために知事等が特に必要と認める設備等 ※1については2との一体的な整備を必須とする 3 炭酸ガスハダニ防除機 4 炭そ病等を迅速に診断できる装置一式 5 その他目的達成のために知事等が特に必要と認める施設等
(3) 高付加価値いちごリレー苗生産施設整備事業	国産いちごの年内業務需要への対応強化に向けた高付加価値リレー苗生産施設の整備に対する助成	全国農業協同組合連合会栃木県本部 農業協同組合 農業生産組織 ¹⁾ 農地所有適格法人 ²⁾ 市町村農業公社 ³⁾ JA 出資型法人 ⁴⁾ 園芸苗生産農業者	1 リレー苗施設の整備・運営計画を策定していること 2 地域雇用を活用する取組であること 3 県内いちご農家へリレー苗の供給を行うこと	4/10 以内	1 栽培用ハウス 2 附帯設備 (1) ウォーター夜冷装置 (2) 自動換気装置 (3) 循環扇 3 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設等
II 施設園芸拡大プロジェクト事業					
1 施設園芸拡大プロジェクト整備事業	トマト、にら、アスパラガス、なし、本県が開発したオリジナル品種、地域の特色を活かした園芸品目の生産拡大を図るための施設整備等に対する助成	農業協同組合 農業生産組織 ¹⁾ 農地所有適格法人 ²⁾ 市町村農業公社 ³⁾ 認定農業者 人・農地プランの中心経営体	1 受益面積 30a 以上（本県が開発したオリジナル品種又は地域の特色を活かした園芸品目の取組及び事業実施主体が認定農業者又は人・農地プランの中心経営体の場合は 10a 以上）の施設園芸の取組であること 2 受益農家 3 戸以上の取組であること（事業実施主体が認定農業者又は人・農地プランの中心経営体の場合を除く） 3 産地強化計画又は果樹産地構造改革計画等に定めた目標達成に向けた取組であること、もしくは今後、同計画等に位置づけ産地体制の強化を図る取組であること（本県が開発したオリジナル品	4/10 以内 （本県が開発したオリジナル品種及び地域の特色を活かした園芸品目の取組並びに機械は 1/3 以内）	【トマト、にら、アスパラガス】 1 栽培用ハウス 2 附帯設備 (1) ウォーターカーテン装置 (2) かん水・養液栽培装置 (3) 遮光設備、高温抑制装置（細霧冷房装置） (4) 自動換気装置 (5) 光合成促進装置 3 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設・機械等 【なし】 ジョイント栽培や根圏制御栽培に必要な次の施設等 1 ジョイント栽培用棚 2 根圏制御栽培用ハウス

			<p>種を取組を除く)</p> <p>4 本県が開発したオリジナル品種を取組については、農業試験場で開発されたオリジナル品種で、次に掲げるものであること</p> <p>(1) うど「芳香1号、芳香2号」</p> <p>(2) りんどう「るりおとめ、栃木r2号、栃木r3号」</p> <p>(3) あじさい「きらきら星、パソルロマン」</p> <p>5 事業実施主体が認定農業者又は人・農地プランの中心経営体の場合は、</p> <p>(1) 受益農地の地目が田であり、受益面積が従来規模に比較し2割以上増加する取組であること</p> <p>(2) 農地中間管理機構を活用した農地の権利設定がなされること</p> <p>(3) 5年以内の法人化を目指す経営計画を作成すること</p>		<p>3 V字棚</p> <p>4 附帯設備</p> <p>(1) かん水装置</p> <p>5 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設等</p> <p>【本県が開発したオリジナル品種】</p> <p>1 栽培用ハウス</p> <p>2 附帯設備</p> <p>3 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設・機械等</p> <p>【地域の特徴を活かした園芸品目】</p> <p>1 栽培用ハウス</p> <p>2 附帯設備</p> <p>3 生産の効率化に資する機械</p> <p>(1) 播種機</p> <p>(2) 移植機</p> <p>(3) 収穫機</p> <p>4 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設・機械等</p>
2 施設園芸分業化促進事業					
(1) 施設園芸パッケージ施設整備事業	いちご、にら・アスパラガスの出荷調整作業の分業化に向けた共同調整施設整備に対する助成	農業協同組合 農業生産組織 ¹⁾ 農地所有適格法人 ²⁾ 市町村農業公社 ³⁾ JA出資型法人 ⁴⁾	<p>1 共同調整施設の整備、運営計画を策定していること</p> <p>2 地域雇用を活用する取組であること</p> <p>3 既存施設を有効活用する整備計画であること</p>	4/10以内	<p>1 いちご、にら・アスパラガス共同調整施設(パッケージセンター)及び内部設備</p> <p>2 予冷施設</p> <p>3 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設等</p>
3 施設園芸導入型集落営農モデル整備支援事業	集落営農組織等が周年雇用を活用したにら、アスパラガスの導入のための施設	農業協同組合 農業生産組織 ¹⁾ 農地所有適格法人 ²⁾	<p>1 集落営農組織の場合は、人・農地プランに位置づけられていること</p> <p>2 農業生産組織等の場合は、土地利用型農業を含め、集落営農組織</p>	4/10以内	<p>1 栽培用ハウス</p> <p>2 附帯設備</p> <p>3 生産の効率化に資する機械等</p> <p>(1) 播種機</p> <p>(2) 移植機</p>

	整備等に対する助成		となる計画があること 3 導入品目の共同販売経理の取組計画があること 4 受益面積 10a 以上の取組であること 5 受益農家 3 戸以上の取組であること 6 周年雇用を活用した取組であること、もしくは将来周年雇用を活用する計画があること		(3) 出荷調整機 4 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設・機械等
--	-----------	--	---	--	---

※ 1) 「農業生産組織」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定を有する同一世帯でない 3 名以上の者で構成する組織をいう。

2) 「農地所有適格法人」とは、農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人であって、かつ、同一世帯ではない 3 名以上の者で構成する法人をいう。

3) 「市町村農業公社」とは、農業振興を目的として市町村が出資して設立された法人をいう。

4) 「JA 出資型法人」とは、地域の農業振興や担い手育成等を目的に、県内の J A が出資して設立された法人をいう。